

会 議 録

| | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称 | 令和2年度 第4回和泉市総合教育会議 |
| 開催日時 | 令和3年1月28日(木) 午後3時30分から午後4時まで |
| 開催場所 | 市役所3号館3階 市議会委員会室 |
| 出席者 | <p>[構成員] 辻市長、小川教育長、本間教育委員、藤原教育委員、深堀教育委員、久米教育委員、西家教育委員</p> <p>[事務局] 藤原副市長 (教育委員会) 森吉参与、並木教育次長、辻生涯学習部長、大槻教育指導監、東教育・こども部次長、大西教育総務課課長補佐、岩井教育総務課主幹、小路教育総務課企画係長、川崎教育総務課主事</p> <p>大野学校教育室長、阪下学校教育室教育指導担当課長、永井学校教育室人権教育担当課長 (市長部局)</p> <p>八木市長公室長、山崎政策企画室長、奥政策企画室企画経営担当課長、高垣政策企画室総括主幹</p> |
| 会議の議題 | (1) 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例(最終案)について |
| 会議の要旨 | 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例(最終案)について確認し、意見交換を行った。 |
| 会議録の作成方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 |
| 記録内容の確認方法 | <input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他() |
| その他の必要事項 | |

◆辻市長より、会議に先立ち挨拶

◆和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例（最終案）について

<学校教育室>

1. 事務局説明【資料1～4】

○事務局（教育委員会事務局）から説明。

【小川教育長】

○本条例については、私と教育委員において、案文の意見交換を行いながら、市長にも事前の意見交換を行いつつ、令和2年11月の総合教育会議の中でとりまとめた。

○その後、議会への報告、パブリックコメントを実施し、附属機関である検討委員会での答申を受けたもので、その内容は、先ほど、担当者から説明があったとおり。

○今後の流れとしては、現在の条例案にて、2月4日に予定する定例教育委員会で審議のうえ、和泉市議会第1回定例会に提案を予定。

【辻市長】

○教育長からの説明のとおり、今後この条例案にて、手続を進めることでよいか。

【各委員】

○異議なし

2. 意見交換

【本間委員】

○一般的に「自助・共助・公助」の順とされているが、教育に関しては公助が最初である。

○教育に関しては、最終的には自分自身で努力する必要があるものの、ある程度環境が整わなければ努力しても結果に結びつかないところがあり、全ての子どもに対して公平に教育環境を提供するのが公教育であり、行政の役割であると思う。

○条例の内容は素晴らしいが、非常に多くの内容を盛り込んでいるため、簡潔に伝える工夫が必要である。取組内容の骨子を簡潔に記載したパンフレット等を作成し、入学時に広報する等の方法が考えられるが、市民への周知方法はどのように考えているか。

【事務局（教育委員会事務局）】

○答申にも「概要版を作成する等周知方法を工夫されたい」との意見があるように、小学生にも理解しやすいよう、イラストを入れたり、簡素な表現を使うなどをした概要版を作成中である。他にもリーフレットを作成するとともに、市ホームページを活用し、周知に努めたい。

【深堀委員】

○本条例の制定は、和泉市が教育に力を入れていく決意表明であり、市民の皆さんにも知ってもらいたい。
○条例において、市長・教育委員会・学校園は「責務」、保護者・地域の団体等・事業者は「役割」と、両者を使い分けているが、違いが分かるように周知してほしい。

【事務局（教育委員会事務局）】

○違いについても、しっかり捉えていただけるよう、伝えていきたい。

【藤原委員】

○議会の議決日が3月25日で、条例の施行日が4月1日となるため、議決日から施行日までの期間が非常に短い。効果的な方法で速やかに市民周知を図る必要があるが、パンフレットの作成など市民周知のための予算は確保されているのか。
○また、あいさつ運動の「のぼり」を活用するなどの方法も考えられるので、検討してほしい。

【事務局（教育委員会事務局）】

○周知のための予算としては、パンフレットなどの印刷費を想定しており、大きな予算が必要とは考えていないが、提案いただいた「のぼり」の活用を含めて、今後、検討していく。
○広報いずみへの掲載について、令和3年6月号を予定しているが、5月号の掲載が可能か検討するなど早期の周知に努める。

【久米委員】

○児童・生徒への周知について、各学校の入口等に掲示する方法はどうか。

【事務局（教育委員会事務局）】

○良い提案だと思うため、参考にしたい。

【西家委員】

○条例について、今後の状況にあわせて見直していくなどの弾力的な運用は考えているか。

【事務局（教育委員会事務局）】

○本条例については、信念を持ってしっかりと進めていきたい。

【小川教育長】

○条例は制定することが目的ではなく、本条例の基本理念に則り、具体的に実践していくことが大事。

○本条例では、教育委員会の責務、学校園の責務も整理いただいた。

○具体的な施策として、直近ではコミュニティスクールも実施しているが、今後さらに展開し、地域・市民・学校園・教育委員会が一体となって学校づくりを進めていきたい。

○教育環境を整えるのが市の責務であり、総合教育会議を活用し、市長部局と教育委員会が一体となって、具体的な施策を検討していきたい。

【辻市長】

○事務局もしっかり当事者意識をもち、取組みを進め、地域愛をもった、心豊かな子どもたちの成長を支援していただきたい。

○条例にある市長の責務として、教育委員会への支援をはじめ、子育て、福祉、雇用などの市長部局における施策を展開し、市内一丸となって、条例の理念の実現に向けて取り組みたい。

以上をもって、令和2年度第4回和泉市総合教育会議を終了する。

< 終 了 >